

群馬地方最低賃金審議会

(整理番号0924)

本審議会 第 467 回

議事要旨

議事録

HP公開版

令和 7 年 9 月 11 日 公開

開 催 日 時	令和 7 年 9 月 11 日（木）	9 時 55 分～10 時 30 分	
開 催 場 所	群馬労働局 7 階大会議室		
開 催 状 況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
主 要 議 題	1 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	それでは定刻より少し早いのですが、お集まりになりましたので、最初に事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 3 名の合計 12 名でございます。 従いまして、本審議会は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容を確認させていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。 また、本日は傍聴される方が 8 名いらっしゃいますことをご報告させていただきます。
-----	--

事務局	本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 ただいまから、第 467 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。 これからの進行は米本会長にお願いします。よろしくお願いします。
会長	それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。 最初に、議題の（１）群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 先月 26 日に開催されました、第 466 回群馬地方最低賃金審議会において、群馬県最低賃金の改正決定に係る答申をいただきました。 これを受けまして、同日、答申の要旨及びこれに対する異議の申出についての公示をいたしました。 その結果、本日お手元にお配りしています資料のとおりですが、資料の 1 から 6 までが異議の申出で、資料 7 が要請書となっております。 それでは資料 1 からご説明をさせていただきます。前橋市在住の個人の方から、「2025 年度群馬県最低賃金の改正決定答申に対する異議申出書」が提出されました。資料 2 のほうですが、群馬県労働組合会議議長から「群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出書」が提出されました。資料 3 になりますが、群馬県医療労働組合連合会執行委員長から「2025 年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出」。資料 4、全労連・全国一般群馬労働組合執行委員長から「群馬県最低賃金審議会答申に対する異議申出書」が提出されました。資料 5、生協労連コープネットグループ労働組合中央執行委員長から「令和 7 年度群馬最低賃金の改正決定に関する異議申出書」が提出されました。資料 6、全国一般労働組合全国協議会中央執行委員長と北関東ユニオンネットワーク執行委員長との連名のほか、これらの系列の 26 組合から「群馬地方最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます」との異議の申出書がありました。 委員の皆様には、9 日の日にメールにてお渡しし、ご確認をいただいているところではございますけれども、資料 1 の異議申出書の理由について、要旨を説明させていただきます。 発効日を令和 8 年 3 月 1 日とすることは、労働者保護の観点において最低賃金法の観点から不当と考える。効力発生日は具体的

	で客観的な根拠を基に議論するか、または例年通り 10 月中とすべき。 以上が、資料 1 の要旨でございます。 続きまして資料 2 につきましては、引上げ額については評価するが、発効日については、年間の賃金支払い額が抑えられ、関東 1 都 5 県との最低賃金格差についても、3 月 1 日までは、格差が大きく拡大することから、例年通り 10 月初めでの発行を強く求める。中小企業小規模事業者に対して、生産性向上の支援や価格転嫁対策等の支援策を速やかに実行すること。 資料 3 につきましては、最低生計費からすれば、最低賃金は少なくとも時間額 1,700 円は必要であるため、再審議し、上積みを行うことを求める。 資料 4 につきましては、中小企業や小規模事業者に対する強力な支援をセットした施策が必要。生計費を原則とした最低賃金になるよう努力を求める。3 月への発効月、つまり繰り延べはやめるべきと主張する。 資料 5 につきましては、発効日の先送りは最賃制度の重大な形骸化として認めることはできない。例年通り、10 月初めでの発行を強く求める。 資料 6 につきましては、最賃近傍で働く労働者にとって、食料品の高騰は生活を直撃し最低賃金の日も早い引上げが求められている。遅くとも 10 月中の発効を実現できるよう再考を求める。 以上、32 件の異議の申出がございました。 また、異議申出のほかに、資料 7 のように、453 通の「群馬地方最低賃金審議会の答申の再考を求める特別要請書」が提出されているとでございます。 それでは、最低賃金法第 11 条第 3 項の規定に基づき、上野労働局長から群馬地方最低賃金審議会会長あてに諮問をさせていただきます。
局 長	ご確認のほう、よろしくお願いいたします。 【局長より会長へ諮問文手交】
会 長	お受けいたします。 ただいま、上野局長から諮問をお受けしました。 これにつきましては、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、そういたしましたら、ただいまの諮問文の写しを委員の皆様にお配りいたします。

	【各委員、傍聴人に諮問文（写）を配付】
事務局	はい、そうしましたらお配りしました、群馬労働局長の諮問文を読み上げさせていただきます。
	【諮問文を事務局が朗読】
	以上でございます。
会 長	それでは、異議申出についての審議に入ります。 異議は、本審議会の答申による最低賃金 1,063 円に対して、物価高騰などの面で再度審議を行い、時間額の上積みを求める、発効日について、例年通り 10 月の発効を求める、などとされております。 これまで、審議会、専門部会において議論は尽くしていると考えられるところでございますが、委員の方々のご意見をお願いいたします。 まずは、労働者側の委員からご意見をお願いいたします。
委員	労働側委員の[]です。よろしくお願いします。 本年度の審議については物価の高騰や国際的な影響がさまざまあり、昨年以上に難しいものとなりました。引上げ額については近隣県との額差是正を目指し労使で協議を重ねてまいりましたが、折り合いが付かず、専門部会を 1 回追加して議論をしました。それでも合意には至らず、最終的には公益委員の見解を仰ぐ形となりました。労使各委員がそれぞれの立場から公益委員に対して意見を述べ、それを公益委員が協議をして示された結果は 78 円という引上げ額です。これについては目安額を 15 円上回る過去最大の水準であり、近隣県との額差是正に向けた労働側の主張が反映されたものと受け止めております。発効日について、ただいまあったように、多くのところから意見が上がったことは承知しておりますが、労働側としては法定発効に拘り協議を行ってききましたが、使用者側の周知期間、準備期間等、一定期間が必要だということを踏まえ、公労使で導き出した結果であり、やむを得ない面もあると受け止め、再審議は必要ないと考えております。なお、令和 7 年度で 1 月以降の発効日となるのは群馬県を含め 6 県、うち、3 月以降の発効日は秋田県と群馬県の 2 県となっております。令和 8 年度は、例年通り 10 月の発効日を目指し、公労使で真摯に、そして丁寧に議論を行いたいと考えております。最後になりましたが、今年度の

	議論を踏まえ、地域の実情に則した協議を引き続き丁寧、かつ誠実に重ねて参ります。私からは以上です。
会 長	はい、ありがとうございます。 使用者側の委員からのご意見をお願いいたします。
委員	使用者側委員の 〇〇〇と申します。よろしくお願いいたします。 この度の審議におきましては、そもそも非常に高い 63 円という目安額を提示されまして、その審議が開始されたわけですが、皆様方の、とくに労側から、公益の先生方が、格差を是正するという強い意思が、私共のやはり経営を守りたいという考えと、相容れぬところがありました。結論として 78 円という、7.92%の上昇と、市中の賃上げ率の倍ぐらいの上げ方をしたということになりまして、とてもとてもこれは承服できる金額ではないというのが偽らざる考え方でございます。発効日につきましては、当然非常に大きい賃上げ率でございますので相当の準備期間をもって臨みたいというのは、ごく当然の考え方かなと思いますけれども、私共は3月にしたところで、78 円というのは高すぎるというのが正直なところでございます。ただ、それを含めて審議を重ねて、いっしょになく長時間に亘る審議を重ねたということも事実でございますので、これ以上お話しをすることは、審議を尽くされたと考えております。以上でございます。
会 長	ありがとうございます。 そのほかの労使の委員の方々は、ご意見ございませんでしょうか。
労使委員	【意見無し】
会 長	労使双方からご意見を伺いましたが、公益委員の方はいかがでしょうか。
公益委員	【意見無し】
会 長	それでは、少し長くなりますが、これまでの経過も踏まえて整理したいと思います。 今年の中央最低賃金審議会では、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、中央のほうですね、金額に関し意見の一致をみるに至らなかったことから、公益見解がそちらでも示され、その

公益見解のとおり、改定の引上げ額の目安は、A及びBランクは63円、Cランクは64円とする答申がなされました。

当審議会におきましても、中央最低賃金審議会の令和7年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申に添付された、賃金改定状況調査結果である第4表における賃金上昇率、春季労使交渉の妥結状況、消費者物価指数の上昇率などといった指標をもとに、地域の実情を踏まえて労使委員双方がご意見を出し合い、真摯な議論が交わされましたが、意見の一致に至りませんでした。

公益委員といたしましては、労使のそれぞれの主張と、最低賃金の3要素、中央最低賃金審議会答申における公益見解及び群馬県における物価水準、生活実態、昨今の賃金の支払状況に加え、近県との比較や雇用・労働分配率等からうかがわれる支払能力等を総合的に判断いたしまして、引上げ額78円を提案し、採決により78円の引上げという結論に至ったところです。

また、発効日につきましては、引上げ額が高額となったことから、特に中小企業、小規模事業主が原資を確保するため等の準備期間が必要との判断から、令和8年3月1日としたところです。

今回の異議申出では、発効日に関するご意見が多く見られ、大変切実なものもありました。例年と異なる時期であることから多くのご意見をいただくことも無理からぬことと考えますが、まず、今回答申いたしました額は本年度だけでなく、来年度以降、長期間にわたる審議のベースとなり続けること、つまり最低賃金の目安額や上乘せ額の審議は基本的に前年度の額を前提とし、これに積み重なっていく形で行われることから、本年度答申いたしました額は将来にわたって影響をもたらす恐れ、長期的には非常に大きなプラスとなる点を考慮しなければなりません。額の引き上げに際しては直近だけでなく、長期間を見据えて考えていかなければならない点は、審議会においても重視すべきであるとともに、県内・関係者の方々にも広くご理解いただきたいところです。さらに、当審議会では、労使の委員のみなさまにそれぞれのお立場からご意見をお出しいただくとともに、公益代表委員は場合によりそれらを踏まえて中立的な立場からご意見をお出しする役割も担っており、決して両者のご意見のいずれかを無視したり、一方の立場だけに寄った結論を出したりすることが求められている訳ではないと考えております。本県は3年前までランクが近県と異なる中で、目安額などを参考として毎年真摯なご議論によって額を決定し、20年以上の長い期間を経て近県との差が開いてきた経緯があります。近県と同じBランクとなった昨今、早期の是正は必要ではありますが、これに対する使用者側代表やその背後にいらっしゃる企

	業などのご負担を考慮するとき、他県と同じような調整や準備期間で十分であるとは考えられません。また、こうした本県特有の経緯の下で、ご負担される側の方々から積極的なご理解・ご協力をいただけないまま審議期間を延長し続けるなどした場合、そのこと自体によっても、審議結果や発効日、県内の方々の準備期間を不確実にし、混乱をきたす恐れがあります。現実的には、責任を持って然るべき段階で本年度についての審議を完了し、額や準備期間をお知らせする必要があると思われました。 このように、長期間にわたって開いてきた格差を早期に是正するため、本年度は例年とは非常に異なる大きな調整を、公益代表委員からのご提案に基づいて行うこととなりましたので、使用者側におかれましては額などに関し、労働者側におかれましては発効日などに関し、大きなご憂慮をいただくこととなり忸怩たる思いがございますが、どうかご理解いただいた上、来年度以降におきましては、より近県との格差が狭まった環境下で、本年度までの経緯だけでなく将来を見据え、より慎重かつきめ細かいご審議をいただくことが可能となればと存じまして、敢えてこれまでおよび本日のご議論の方を尊重したいと考えます。 あらためまして、今回労使委員双方のご意見は、要旨として「十分に調査、審議を行い、その結果、8月26日の改正決定の答申に至ったものであり、この答申のとおり決定することがよい。」というものでした。 結論といたしますと「異議申出の諮問につきましては、再審議は行わず、令和7年8月26日付けの答申どおり決定することが適当である。」としたいと存じますがよろしいでしょうか。
各委員	【異議無し】
会 長	ご異議がありませんでしたので、「異議申出につきましては、答申どおり決定することが適当である。」という結論になりました。 よって、その旨の答申をしたいと思います。 それでは、事務局は準備をお願いします。
事務局	はい、そういたしましたら答申文を用意いたしますので、しばらくお待ちいただければと思います。
会 長	それでは、暫時、休会とします。 【答申文（案）作成のため休会】

事務局	答申文の用意ができましたので、再開をお願いいたします。
会 長	それでは再開します。 事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	は、それでは、これから皆さまに案を配布させていただきます。
	【答申文（案）を各委員に配付】
事務局	今お配りいたしました、群馬地方最低賃金審議会会長の答申文の案を読み上げさせていただきます。 令和7年9月、群馬労働局長上野康博殿 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申） 令和7年9月11日貴職から、8月26日付け群馬県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する前橋市内在住の一個人ほか31労働組合からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。 記 令和7年8月26日付け答申どおり決定することが適当である。 答申文は以上でございます。
会 長	はい、それでは皆様にお諮りします。 答申文は、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会 長	異議はないとのことですので、このとおり答申いたします。
会 長	答申申し上げます。 【会長から局長へ答申文手交】
局 長	ありがとうございます。
会 長	答申が済みしましたので、今後の手続き等について事務局から説明をお願いします。

事務局	これから、答申文の写しを各委員と傍聴人の方々に配布をさせていただきます。
	【事務局は答申文（写）を各委員、傍聴人に配布】
会 長	それでは、今後の手続き等について事務局からご説明をお願いします。
事務局	2点ご説明をさせていただきます。 まず、1点目でございます。 ただいま、審議の結果、8月26日付けの答申のとおりとする、という答申をいただきましたので、改定後の群馬県最低賃金は、時間額1,063円、また、発効日を令和8年3月1日として、本日、官報公示の手続きを取らせていただきます。 手続きの事務が順調に進んだ場合、官報掲載日は最短で9月24日水曜日となります。そして、群馬県最低賃金改正額の法定効力発生日は、令和8年3月1日日曜日の指定発効となります。 続きまして2点目でございます。 最低賃金審議会令の第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますので、群馬県最低賃金専門部会の廃止の議決をお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局からご説明がありましたが、1点目は、今後、官報公示の手続きを行うということです。効力の発生日は、令和8年3月1日に指定発効とのこと。 2点目は、群馬県最低賃金専門部会の廃止についてです。専門部会の任務は、本日で終了となりますので、専門部会を廃止することとしてよろしいかということです。 以上2点について、このとおりでよろしいでしょうか。
各委員	【異議無し】
会 長	異議無しとのことですので、そのようにいたします。
会 長	最後に、(2)その他について事務局から何かございましたらお願いいたします。
事務局	特にございません。

会 長	委員の皆様からは何かございますでしょうか。
各委員	【意見無し】
会 長	ご意見等ないようです。 これで、本日の議題はすべて終了しましたので、第 467 回群馬 地方最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでした。